

◎民間資金等の活用による公共施設等

の整備等の促進に関する法律の一部

を改正する法律

(平成二五年六月二二日法律第三四号)

一、提案理由(平成二五年五月一〇日・衆議院内閣委員会)

○甘利国務大臣 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

民間投資の喚起による成長力強化を実現するため、民間資金を積極的に活用したインフラ整備等を推進することが求められております。

この法律案は、インフラ整備等への民間投資を促進し、インフラ投資市場の拡大を図ることにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を一層促進するため、利用料金収入により費用を回収するPFI事業等を実施する民間事業者に対し、民間による投融資を補完するための資

金の供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、民間資金等活用事業推進機構は、株式会社形態の認可法人とし、政府は、必要があると認めるときは、機構に出資できることとしております。

第二に、機構に、民間事業者に対する支援、株式または債権の処分等の決定を行う民間資金等活用事業支援委員会を設置することとしております。

第三に、機構は、利用料金収入により費用を回収するPFI事業等を実施する民間事業者に対する出資または資金の貸し付け、保有する株式または債権の譲渡その他の処分、公共施設等の管理者等または民間事業者に対する専門家の派遣または助言等の業務を営むこととしております。

第四に、内閣総理大臣は、機構が支援の決定に当たって従うべき基準を定めて公表するとともに、機構は、支援の決定に際しては、あらかじめ内閣総理大臣等に意見を述べる機会を与えなければならないこととしております。

第五に、機構は、経済情勢等を考慮しつつ、平成四十年三月

三十一日までに、保有する全ての株式及び債権の処分を行うよう努めなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二五年五月二日)

○平井たくや君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、利用料金をみずから収入として収受するPFI事業を実施する民間事業者等に対し、民間による投融資を補完するための資金の供給その他の支援を行う株式会社民間資金等活用事業推進機構を設立しようとするものであります。

本案は、去る五月八日本委員会に付託され、十日甘利国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、十七日質疑を行い、同日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月一七日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるPFIの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。

二 地方公共団体がPFI方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成二十六年から実施することが可能となるよう検討すること。

三、参議院内閣委員長報告(平成二五年六月五日)

○相原久美子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資

を補充するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に關し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、機構設立の意義、地方自治体のPFIへの参入促進、民間インフラファンドの設立に向けた環境整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月三〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるPFIの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。

二、地方公共団体がPFI方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成二十六

年度から実施することが可能となるよう検討すること。

三、株式会社民間資金等活用事業推進機構に蓄積されたノウハウなど独立採算型のPFI事業の推進に資する情報を積極的に公表するなど、民間インフラファンドの設立が促進されるような環境整備に努めること。

四、PFI法施行から、十年以上経過していることに鑑み、この間のPFI事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告すること。その際、PFI推進委員会を積極的に活用すること。

右決議する。